

# フェリス女学院大学大学院学則

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** フェリス女学院大学大学院(以下「本大学院」という。)は、キリスト教を教育の基本方針となす本学の建学の理念に基づき、高度の専門の学術に関して、その研究方法、理論及び応用を教授研究し文化の進展に寄与するとともに、人類の福祉と世界の平和に貢献する能力をもった女性を育成することを目的とする。

(自己点検・評価)

**第1条の2** 本大学院の設置目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、不断の自己点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本大学院は、前項の自己点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努める。

3 自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

(課程及び修業年限等)

**第2条** 本大学院に、修士課程及び博士課程を置く。

2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

3 博士課程の標準修業年限は、5年とし、これを前期2年(以下「博士前期課程」という。)と後期3年(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

(課程の目的)

**第2条の2** 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

2 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(在学期間)

**第3条** 修士課程及び博士前期課程の在学期間は、4年を超えることができない。

2 博士後期課程の在学期間は、6年を超えることができない。

3 第28条の規定により再入学した者の在学期間は、再入学前の在学年数を通算して、前2項の年数を超えることができない。

(研究科及び専攻)

**第4条** 本大学院に次の研究科及び専攻を置く。

- |             |              |             |
|-------------|--------------|-------------|
| (1) 人文科学研究科 | 英文学専攻        | (博士課程前期・後期) |
|             | 日本文学専攻       | (博士課程前期・後期) |
|             | コミュニケーション学専攻 | (博士課程前期・後期) |
| (2) 音楽研究科   | 音楽芸術専攻       | (修士課程)      |
|             | 演奏専攻         | (修士課程)      |

(3) 国際交流研究科 国際交流専攻 (博士課程前期・後期)

(研究科の教育研究目的)

**第4条の2** 各研究科の教育研究目的は、次のとおりとする。

(1) 人文科学研究科

人文科学の領域に関する理論及び応用を教授研究し、優れた研究能力を持つ研究者、高度に専門的な見識と能力を備えた職業人、多様化する社会で他者と共生し、主体的に表現できる豊かな素養を身に付けた社会人を養成する。

(2) 音楽研究科

西洋音楽の根幹であるキリスト教音楽を基盤として、音楽の領域に関する理論及び実践を教授研究し、高度に専門的な知識・能力・技術を持ち、かつ音楽界を多様に支える素養を兼ね備えた職業人を養成する。

(3) 国際交流研究科

国際交流の領域に関する理論及び応用を教授研究し、優れた研究能力を持つ研究者、高度に専門的な見識と能力を備えた職業人、グローバル化の時代にふさわしい、専門分野の枠を越えた総合的知識を身に付けた社会人を養成する。

(学生収容定員)

**第5条** 本大学院の学生収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程		博士課程			
				前期課程		後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文科学研究科	英文学専攻			6	12	2	6
	日本文学専攻			6	12	3	9
	コミュニケーション学専攻			6	12	2	6
音楽研究科	音楽芸術専攻	5	10				
	演奏専攻	12	24				
国際交流研究科	国際交流専攻			6	12	2	6

## 第2章 研究指導、授業科目及び履修方法等

(教育方法)

**第6条** 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(授業科目及び単位数)

**第7条** 研究科各専攻の授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

(授業科目の履修方法)

**第8条** 修士課程及び博士前期課程の学生については、2年以上在学し、当該専攻の授業科目について30単位以上を、博士課程の学生については、5年以上在学し、当該専攻の授業科目について38単位以上を修得しなければならない。ただし、研究科委員会が当該学生の研究上特に必要と認めるときは、8単位を超えない範囲で他の専攻若しくは他の研究科又は学部の授業科目を修得させ、これを当該専攻の修了要件単位とすることができる。

2 修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者が、当該課程と同種の専

攻の博士後期課程に入学した場合は、前項に規定する当該課程当該専攻の授業科目のうち30単位をすでに修得したものとみなす。

(入学前の既修得単位の認定)

**第8条の2** 学生が入学前に大学院において修得した単位については、研究科委員会の定めるところにより、10単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

**第9条** 学生が他の大学院において修得した単位については、研究科委員会の定めるところにより、10単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 研究科委員会において教育研究上有益であると認めるときは、他の大学院又は研究所等(以下「他の大学院等」という。)と協議の上、学生が当該他の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生については認める場合には、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

3 前2項の規定は、第23条の規定による留学の場合に準用する。

(単位の認定)

**第10条** 履修授業科目の単位の認定は、平常点評価及び試験によって行う。

(成績評価)

**第10条の2** 授業科目の成績は、A、B、C、Fの4種類の評語をもって表わし、A、B、Cを合格とする。

(単位)

**第10条の3** 授業科目の単位の計算方法は、次の基準によるものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 音楽研究科における個人指導による実技については、別に定める。

### 第3章 課程の修了及び学位の授与

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

**第11条** 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文又は特定の課題についての研究の成果(以下「研究成果」という。)の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りる。

(博士課程の修了要件)

**第11条の2** 博士課程の修了要件は、大学院に5年(修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、所定の授業科目を38単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年(修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りる。

2 前条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士課程の修了要件は、大学院に修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、所定の授業科目を38単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年(修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りる。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第70条の2の規定により、大学院の入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、所定の授業科目を38単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士の学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りる。

(最終試験)

**第12条** 最終試験は、所定の授業科目の単位を修得し、かつ、修士の学位申請論文若しくは研究成果又は博士の学位申請論文を提出した者について、原則として各人の課程修了予定年次の後期に行うものとする。

(課程修了の認定)

**第13条** 修士課程及び博士前期課程並びに博士課程の修了の認定は、研究科委員会が行う。

(学位の授与)

**第14条** 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を、博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者についても、学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、その関係専攻分野に関し、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力学識を有すると確認した場合には、授与することができる。

3 本大学院において授与する修士及び博士の学位は、次のとおりとする。

- (1) 人文科学研究科 修士(文学)、博士(文学)
- (2) 音楽研究科 修士(音楽)
- (3) 国際交流研究科 修士(国際交流)、博士(国際交流)

4 学位の授与に関する規則は、別に定める。

(教育職員免許状)

**第15条** 本大学院において、教育職員免許状(中学校専修及び高等学校専修)を取得しようとする者は、授業科目中から教育職員免許法及び同法施行規則に定める必要単位数を修得しなければならない。ただし、各々に該当する一種免許状の取得資格を有する者に限る。

2 本大学院において、取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
人文科学研究科	英文学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	英語
	日本文学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	国語

音楽研究科	音楽芸術専攻 演奏専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	音楽
国際交流研究科	国際交流専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史
		高等学校教諭専修免許状	公民

#### 第4章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

**第16条** 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業期間)

**第16条の2** 授業を行う期間は、前期と後期を合わせて年間35週とする。

(休業日)

**第17条** 休業日は、次の各号に掲げるところによる。ただし、学長は、授業の都合等により、これを変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 日曜日、土曜日
- (3) 開学記念日 6月1日
- (4) 夏季休業日 8月1日から9月20日まで
- (5) 冬季休業日 12月22日から1月10日まで
- (6) 春季休業日 3月16日から3月31日まで
- (7) 臨時休業日については、学長がその都度定める。

#### 第5章 入学、留学、休学、転学及び退学

(入学の時期)

**第18条** 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、研究科委員会が十分な理由があると認めるときには、教育上支障がない限り、学期の始めとすることができる。

(修士課程及び博士前期課程の入学資格)

**第19条** 修士課程及び博士前期課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

- (1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則第155条第1項第1号に規定された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 修業年限4年以上の大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程若しくは我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、研究科委員会において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (8) 研究科委員会において、個別の入学資格審査により、修業年限4年以上の大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (9) その他研究科委員会において、修業年限4年以上の大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者  
(博士後期課程の入学資格)

**第19条の2** 博士後期課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 研究科委員会において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- (6) その他研究科委員会において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者  
(入学の出願)

**第20条** 入学志願者は、入学願書に所定の書類を添付して提出するものとする。

(入学の選考)

**第21条** 入学志願者に対しては、学力検査を行い、出身大学長の提出する調査書の成績等を総合して入学者を決定する。

2 前項の考査の方法、時期については、研究科委員会が定める。

(入学手続)

**第22条** 本大学院に入学を許可された者は、所定の誓約書を保証人連署の上提出しなければならない。

2 保証人は、父母又は独立の生計を営む者で、確実に保証人としての責任を果たし得る者でなければならない。

(長期履修学生)

**第22条の2** 第3条の規定にかかわらず、修士課程及び博士前期課程への入学に際して長期にわたる履修を願い出た者には、長期履修学生として入学を許可することがある。

2 長期履修学生の修業年限は、第2条第2項にかかわらず4年とする。

3 長期履修学生の在学期間は、第3条第1項にかかわらず8年を超えることができないものとする。

4 長期履修学生は、前々項の修業年限を変更することができず、第11条ただし書の規定を適用しない。

5 前各項に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

(留学)

**第23条** 外国の大学院に留学を志願する者は、所定の手続により、研究科委員会の承認を得なければならない。

2 留学の期間は、1年を限度として第3条に定める在学期間として扱う。

3 博士後期課程の学生に限り、前項の留学の期間を延長する必要がある場合は、研究科委員会に申請し、承認を得るものとする。ただし、留学の期間は、原則として2年を超えないものとする。

4 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

**第24条** 病気その他やむを得ない理由により修学できないときは、保証人連署の上願い出て、休学することができる。

2 学長は、健康上修学に不相当と認めた学生に対して、休学を命ずることができる。

(出席停止)

**第24条の2** 学長は、感染症にかかった学生又はそのおそれのある学生に対して、出席停止を命ずることができる。

(休学期間)

**第25条** 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

2 休学期間は、在学期間に算入しない。

(出席停止期間)

**第25条の2** 出席停止期間は、学校保健安全法施行規則第19条の規定に準じて、学長が決定する。

(転学)

**第26条** 他の大学の大学院学生が本大学院に転学しようとするときは、欠員のある場合に限り選考の上許可することがある。

(転研究科及び転専攻)

**第26条の2** 所属する研究科、専攻の課程から他の研究科、専攻の相当する課程に転研究科、転専攻を願い出た者については、選考の上、これを許可することがある。

2 転研究科、転専攻に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

**第27条** 退学を希望する者は、保証人連署の上願い出なければならない。ただし、退学する日を含む学期の授業料等学納金を納入していなければならない。

(除籍)

**第27条の2** 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、除籍することができる。

- (1) 第3条に定める在学期間を超えて修了資格を得られない場合
- (2) 授業料等学納金の納入を怠った場合
- (3) 第25条第1項に定める休学期間を超えてなお復学できない場合
- (4) 死亡した場合

(5) 長期間にわたり行方不明の場合

(再入学)

**第28条** 本大学院を退学した者又は本大学院から除籍を受けた者が再入学を願い出た場合は、研究科委員会の議を経て、これを許可することがある。ただし、前条第1号により除籍を受けた者は、再入学を願い出ることにはできない。

2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

#### **第6章 科目等履修生、研究生、特別研究生、特別聴講学生**

(科目等履修生)

**第29条** 学長は、本大学院学生でない者で、本大学院の授業科目の履修を希望する者については、研究科委員会の定めるところにより、科目等履修生として履修を許可することができる。

2 前項の許可を受けようとする者は、所定の手続により、選考料を添えて学長に願い出なければならない。

3 科目等履修生として履修を許可された者は、所定の期日までに登録料・施設設備利用料及び受講料を納入しなければならない。ただし、履修する科目について単位の認定を希望する者は、単位認定料を併せて納入しなければならない。

4 前2項の額は、別表第4に定めるとおりとする。

5 既に納めた選考料、登録料・施設設備利用料、受講料及び単位認定料は、いかなる理由にかかわらず返還しない。

6 前各項に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

**第30条** 学長は、本大学院において特定の事項について研究を行うことを希望する者があるときは、研究科委員会の議を経て、研究生としてこれを許可することができる。

2 前項の許可を受けようとする者は、所定の手続により、学長に願い出なければならない。

3 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究生)

**第30条の2** 学長は、他の大学院又は外国の大学院に在籍する学生で、本大学院において研究指導を受けることを希望する者があるときは、研究科委員会の議を経て、特別研究生としてこれを許可することができる。

2 前項の許可を受けようとする者は、所定の手続により、学長に願い出なければならない。

3 特別研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

**第30条の3** 学長は、他の大学院又は外国の大学院に在籍する学生で、本大学院において特定の授業科目を履修することを希望する者があるときは、研究科委員会の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

2 前項の許可を受けようとする者は、所定の手続により、学長に願い出なければならない。

3 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

#### **第7章 授業料等学納金その他納入金**

(入学検定料の納入)



**第31条** 本大学院への入学を願ひ出る者は、入学検定料を納入しなければならない。

2 入学検定料の額は、別表第2に定めるとおりとする。

3 本大学院への再入学を願ひ出る者の入学検定料の額は、別に定める。

(入学金、授業料等学納金の納入)

**第31条の2** 本大学院への入学の許可を受けた者で本学に入学する者は、本学が定める期間内に、入学金及び入学年度前期分の授業料、実習費並びに施設設備費を納入しなければならない。

2 前項の額は、別表第3に定めるとおりとする。

3 前々項の規定に従って入学金及び授業料等学納金を納入した者が、入学以前の本学が定める期日までに入学辞退を申し出た場合は、既に納めた授業料等学納金を返還するものとする。ただし、入学金は、返還しない。

4 再入学の許可を受けた者の入学金及び再入学した学生の授業料等学納金の額は、別に定める。

5 博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、かつ、所定の単位を修得した者が、博士の学位の取得を目的として所定の修業年限を超えて在学する場合の授業料等学納金の額は、所定の授業料及び実習費のそれぞれ半額とする。

**第31条の3** 学生は、学期ごとに当該学期分の授業料、実習費及び施設設備費を前期分については4月、後期分については10月に納入しなければならない。

2 学生は、入学した年度から第2条に定める所定の修業年限の間、施設設備費を納入しなければならない。

3 前2項の額は、授業料等学納金として別表第3に定めるとおりとする。

4 入学年度前期分の授業料、実習費及び施設設備費については、第1項の規定にかかわらず、入学手続き時に納入するものとする。

5 再入学した学生の授業料等学納金の額は、別に定める。

(授業料等学納金の減免)

**第32条** 第23条の規定により本学から外国の大学院に留学する者に対しては、授業料等学納金を減免することがある。

(在籍料の納入)

**第32条の2** 休学する者は、休学期間中の授業料及び実習費の納入を免除される。ただし、本学が定める期間内に、在籍料を納入しなければならない。

2 前項の額は、休学する学期の所定の授業料及び実習費の2分の1に相当する額とする。

3 本学から外国の大学に留学する者は、留学期間中の授業料及び実習費の納入を免除される。ただし、本学が定める期間内に、在籍料を納入しなければならない。

4 前項の額は、留学する学期の所定の授業料及び実習費に相当する額とする。

(納入の方法等)

**第33条** 第31条から前条までに定めるもののほか、授業料等学納金その他納入金の納入方法は、別に定める。また、既に納めた納入金は、いかなる理由にかかわらず返還しない。

## 第8章 教員及び教職員組織

(研究科担当教員)

**第34条** 本大学院における授業及び研究指導は、フェリス女学院大学(以下「本大学」という。)

の教授のうちから選定された者が担当する。ただし、特別の事情がある場合は、准教授又は講師をこれに充てることがある。

2 本大学院の各研究科に研究科長を置く。研究科長は、本大学院における授業及び研究指導を行う教授をもって充てる。研究科長は、研究科委員会の選挙によって選出される。

(研究科委員会)

**第35条** 各研究科において授業科目又は研究指導を担当する専任教員をもって研究科委員会を構成する。

2 削除

**第36条** 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 大学院学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項
- (2) 教育課程に関する事項
- (3) 学位論文の審査、課程修了の認定及び学位の授与に関する事項
- (4) 学生の入学、留学、休学、退学、除籍等の認定に関する事項
- (5) 学生の試験並びに単位認定に関する事項
- (6) 学生の指導並びに処分に関する事項
- (7) 研究科長、大学院委員会委員、各種委員等の選出に関する事項
- (8) 教員の人事に関する事項
- (9) 研究科の教育、研究に関する事項
- (10) その他研究科の重要事項及び必要と認められる事項

**第36条の2** 前2条に規定するもののほか、研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院委員会)

**第37条** 本大学院に大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 各研究科長
- (3) 各研究科から選出された教員 各2名
- (4) 附属図書館長
- (5) 教務部長
- (6) 学生部長

3 前項に規定するもののほか、重要な職にある教授を大学院委員会の議を経て、大学院委員とすることができる。

**第38条** 大学院委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 大学院学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項
- (2) 大学院の教育課程の基本方針に関する事項
- (3) 学位授与及び取消しの基本方針に関する事項
- (4) 大学院の予算概算の方針に関する事項
- (5) 研究科、専攻及び課程の設置、廃止に関する事項
- (6) 大学院教員人事の基準に関する事項

- (7) 大学院の学生定員に関する事項
- (8) 大学院学生の厚生補導及びその身分に関する重要事項
- (9) 研究その他の機関の連絡調整に関する事項
- (10) その他大学院の運営に関する重要事項

**第38条の2** 前2条に規定するもののほか、大学院委員会に関し必要な事項は、別に定める。  
(事務組織)

**第39条** 大学院に関する事務の執行は、本大学の事務組織がこれに当たる。

#### 第9章 研究指導施設

**第40条** 本大学院に研究室、実験・実習室及びその他必要な施設を置く。

2 本大学の学部及びその他の施設は、大学院学生もこれを使用することができる。

#### 第10章 厚生保健施設

**第41条** 本大学の学部の厚生保健施設は、大学院学生もこれを使用することができる。

#### 第11章 賞罰

(奨学金の授与)

**第42条** 学業成績、人物ともに優秀な学生に対しては、奨学金を授与することができる。  
(懲戒)

**第43条** 学生が本大学院の学則及び訓育の趣旨に違背し、又は学生としての本分に反する行為をした学生に対し、懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の何れかに該当する者について行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる場合
- (2) 学業劣等で成業の見込みがないと認められる場合
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない場合
- (4) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した場合

(賞罰の執行)

**第44条** 前2条に規定する賞罰の執行は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長が行う。

#### 第12章 改正

(改正)

**第45条** この学則の改正は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、理事会が決定する。

#### 第13章 雑則

**第46条** 本学則に定められていない事項については、大学院委員会の定めるところによる。

#### 附 則

本学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則 [1991年9月6日理事会決定]

本学則は、1991年9月6日から施行する。ただし、第31条別表2については1992年4月1日から適用する。

附 則 [1992年3月24日理事会決定]

本学則は、1992年4月1日から施行する。

**附 則**〔1993年12月20日理事会決定〕

この学則は、1994年4月1日から施行する。

**附 則**〔1994年10月24日理事会決定〕

- 1 この学則は1995年4月1日から施行する。
- 2 1995年3月31日に在学する者が、改正前の規則により履修した授業科目、修得した単位等については、別に定めるところにより、この改正学則に則り読み替えを行う。
- 3 人文科学研究科英文学専攻及び日本文学専攻の修士課程は、第4条の規定にかかわらず、1995年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

**附 則**〔1995年3月27日理事会決定〕

この学則は、1995年4月1日から施行する。

**附 則**〔1996年9月10日理事会決定〕

この学則は、1997年4月1日から施行する。

**附 則**〔1997年2月27日理事会決定〕

この学則は、1997年4月1日から施行する。

**附 則**〔1997年5月20日理事会決定〕

この学則は、1998年4月1日から施行する。

**附 則**〔1998年2月26日理事会決定〕

この学則は、1998年4月1日から施行する。

**附 則**〔1999年2月22日理事会決定〕

この学則は、1999年4月1日から施行する。

**附 則**〔2000年2月4日理事会決定〕

この学則は、2000年4月1日から施行する。ただし、改正後の第19条並びに第19条の2に規定する修士課程及び博士前期課程並びに博士後期課程の入学資格は、2000年度入学試験から適用する。

**附 則**〔2000年3月21日理事会決定〕

この学則は、2000年4月1日から施行する。

**附 則**〔2000年5月25日理事会決定〕

- 1 この学則は、2001年4月1日から施行する。
- 2 人文科学研究科地域文化専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、2001年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

**附 則**〔2001年2月19日理事会決定〕

- 1 この学則は、2001年4月1日から施行する。
- 2 人文科学研究科博士後期課程2000年度以前入学者の修了に必要な単位は、改正後の第8条及び第11条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**〔2002年12月16日理事会決定〕

- 1 この学則は、2004年4月1日から施行する。
- 2 音楽研究科創作表現専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、2004年3月31日に当該専攻

に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

**附 則**〔2003年2月25日理事会決定〕

この学則は、2003年4月1日から施行する。

**附 則**〔2003年11月27日理事会決定〕

この学則は、2003年11月27日から施行する。

**附 則**〔2004年2月26日理事会決定〕

この学則は、2004年4月1日から施行する。

**附 則**〔2005年2月24日理事会決定〕

この学則は、2005年4月1日から施行する。

**附 則**〔2006年2月23日理事会決定〕

この学則は、2006年4月1日から施行する。

**附 則**〔2006年3月23日理事会決定〕

この学則は、2007年4月1日から施行する。

**附 則**〔2006年10月26日理事会決定〕

この学則は、2007年4月1日から施行する。

**附 則**〔2006年11月24日理事会決定〕

この学則は、2007年4月1日から施行する。

**附 則**〔2007年2月22日理事会決定〕

1 この学則は、2007年4月1日から施行する。ただし、改正後の第31条の2及び第31条の3に規定する納入方法は、2007年度入学試験より適用する。

2 2006年度以前入学者の授業料等学納金については、改正後の第31条の2及び第31条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**〔2007年3月22日理事会決定〕

この学則は、2007年4月1日から施行する。

**附 則**〔2007年3月22日理事会決定〕

この学則は、2008年4月1日から施行する。

**附 則**〔2008年2月28日理事会決定〕

この学則は、2008年4月1日から施行する。

**附 則**〔2008年3月27日理事会決定〕

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、音楽研究科声楽専攻及び器楽専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、2009年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

**附 則**〔2010年2月25日理事会決定〕

この学則は、2010年4月1日から施行する。

**附 則**〔2011年2月24日理事会決定〕

この学則は、2011年4月1日から施行する。

**附 則**〔2011年3月24日理事会決定〕

この学則は、2011年4月1日から施行する。

**附 則**〔2012年2月23日理事会決定〕

この学則は、2012年4月1日から施行する。

**附 則**〔2012年3月22日理事会決定〕

この学則は、2012年4月1日から施行する。

**附 則**〔2012年5月24日理事会決定〕

この学則は、2013年4月1日から施行し、2013年度入学試験から適用する。

## 別表第1 授業科目及び単位数 (第7条関係)

( ) 内は単位数

人文科学研究科

(英文学専攻博士前期課程 2001年度以降入学者)

イギリス文学研究1 A	(2)	英語学研究3 B	(2)
イギリス文学研究1 B	(2)	翻訳論研究A	(2)
イギリス文学研究2 A	(2)	翻訳論研究B	(2)
イギリス文学研究2 B	(2)	イギリス文学演習1 A	(2)
イギリス文学研究3 A	(2)	イギリス文学演習1 B	(2)
イギリス文学研究3 B	(2)	イギリス文学演習2 A	(2)
イギリス文化研究1 A	(2)	イギリス文学演習2 B	(2)
イギリス文化研究1 B	(2)	イギリス文化演習1 A	(2)
イギリス文化研究2 A	(2)	イギリス文化演習1 B	(2)
イギリス文化研究2 B	(2)	イギリス文化演習2 A	(2)
イギリス文化研究3 A	(2)	イギリス文化演習2 B	(2)
イギリス文化研究3 B	(2)	アメリカ文学演習A	(2)
イギリス社会研究A	(2)	アメリカ文学演習B	(2)
イギリス社会研究B	(2)	アメリカ文化演習A	(2)
アメリカ文学研究1 A	(2)	アメリカ文化演習B	(2)
アメリカ文学研究1 B	(2)	アメリカ社会演習A	(2)
アメリカ文学研究2 A	(2)	アメリカ社会演習B	(2)
アメリカ文学研究2 B	(2)	比較文学演習A	(2)
アメリカ文化研究1 A	(2)	比較文学演習B	(2)
アメリカ文化研究1 B	(2)	翻訳演習A	(2)
アメリカ文化研究2 A	(2)	翻訳演習B	(2)
アメリカ文化研究2 B	(2)	英語学演習1 A	(2)
アメリカ社会研究1 A	(2)	英語学演習1 B	(2)
アメリカ社会研究1 B	(2)	英語学演習2 A	(2)
アメリカ社会研究2 A	(2)	英語学演習2 B	(2)
アメリカ社会研究2 B	(2)	英語論文演習A	(2)
日英比較文学研究A	(2)	英語論文演習B	(2)
日英比較文学研究B	(2)	比較文学研究A	(2)
英語学研究1 A	(2)	比較文学研究B	(2)
英語学研究1 B	(2)	ジェンダー研究	(2)
英語学研究2 A	(2)	社会思想史研究	(2)
英語学研究2 B	(2)	キリスト教思想	(2)
英語学研究3 A	(2)	修士論文指導	(2)

(英文学専攻博士後期課程 2001年度以降入学者)

イギリス文学特別研究A	(2)	アメリカ文化特別研究B	(2)
イギリス文学特別研究B	(2)	アメリカ社会特別研究A	(2)
イギリス文化特別研究A	(2)	アメリカ社会特別研究B	(2)
イギリス文化特別研究B	(2)	英語学特別研究A	(2)
アメリカ文学特別研究A	(2)	英語学特別研究B	(2)
アメリカ文学特別研究B	(2)	博士論文指導	(4)
アメリカ文化特別研究A	(2)		

(日本文学専攻博士前期課程 2001年度以降入学者)

日本文化研究A	(2)	古代文化研究A	(2)
日本文化研究B	(2)	古代文化研究B	(2)
上代文学研究A	(2)	中世文学研究A	(2)
上代文学研究B	(2)	中世文学研究B	(2)
中古文学研究A	(2)	近世文学研究A	(2)
中古文学研究B	(2)	近世文学研究B	(2)

中近世文化研究A	(2)	上代文学演習B	(2)
中近世文化研究B	(2)	中古文学演習A	(2)
近代文学研究1A	(2)	中古文学演習B	(2)
近代文学研究1B	(2)	中世文学演習A	(2)
近代文学研究2A	(2)	中世文学演習B	(2)
近代文学研究2B	(2)	近世文学演習A	(2)
近現代文学研究A	(2)	近世文学演習B	(2)
近現代文学研究B	(2)	近代文学演習1A	(2)
近代文化研究A	(2)	近代文学演習1B	(2)
近代文化研究B	(2)	近代文学演習2A	(2)
歴史日本語学研究A	(2)	近代文学演習2B	(2)
歴史日本語学研究B	(2)	近現代文学演習A	(2)
現代日本語学研究A	(2)	近現代文学演習B	(2)
現代日本語学研究B	(2)	日本語学演習A	(2)
言語教育学研究A	(2)	日本語学演習B	(2)
言語教育学研究B	(2)	現代日本語学演習A	(2)
日本語日本文化学研究A	(2)	現代日本語学演習B	(2)
日本語日本文化学研究B	(2)	漢文学演習A	(2)
漢文学研究A	(2)	漢文学演習B	(2)
漢文学研究B	(2)	比較文学研究A	(2)
日中比較文化研究A	(2)	比較文学研究B	(2)
日中比較文化研究B	(2)	ジェンダー研究	(2)
文献研究A	(2)	社会思想史研究	(2)
文献研究B	(2)	キリスト教思想	(2)
上代文学演習A	(2)	修士論文指導	(2)

(コミュニケーション学専攻博士前期課程)

心理コミュニケーション研究1A	(2)	心理コミュニケーション演習1B	(2)
心理コミュニケーション研究1B	(2)	心理コミュニケーション演習2A	(2)
心理コミュニケーション研究2A	(2)	心理コミュニケーション演習2B	(2)
心理コミュニケーション研究2B	(2)	社会コミュニケーション演習1A	(2)
社会コミュニケーション研究1A	(2)	社会コミュニケーション演習1B	(2)
社会コミュニケーション研究1B	(2)	社会コミュニケーション演習2A	(2)
社会コミュニケーション研究2A	(2)	社会コミュニケーション演習2B	(2)
社会コミュニケーション研究2B	(2)	社会コミュニケーション演習3A	(2)
社会コミュニケーション研究3A	(2)	社会コミュニケーション演習3B	(2)
社会コミュニケーション研究3B	(2)	言語コミュニケーション演習1A	(2)
言語コミュニケーション研究1A	(2)	言語コミュニケーション演習1B	(2)
言語コミュニケーション研究1B	(2)	言語コミュニケーション演習2A	(2)
言語コミュニケーション研究2A	(2)	言語コミュニケーション演習2B	(2)
言語コミュニケーション研究2B	(2)	文化コミュニケーション演習1A	(2)
文化コミュニケーション研究1A	(2)	文化コミュニケーション演習1B	(2)
文化コミュニケーション研究1B	(2)	文化コミュニケーション演習2A	(2)
文化コミュニケーション研究2A	(2)	文化コミュニケーション演習2B	(2)
文化コミュニケーション研究2B	(2)	文化コミュニケーション演習3A	(2)
文化コミュニケーション研究3A	(2)	文化コミュニケーション演習3B	(2)
文化コミュニケーション研究3B	(2)	文化コミュニケーション演習4A	(2)
文化コミュニケーション研究4A	(2)	文化コミュニケーション演習4B	(2)
文化コミュニケーション研究4B	(2)	比較文学研究A	(2)
リサーチメソッド1	(2)	比較文学研究B	(2)
リサーチメソッド2	(2)	ジェンダー研究	(2)
リサーチメソッド3	(2)	社会思想史研究	(2)
心理コミュニケーション演習1A	(2)	キリスト教思想	(2)



修士論文指導	(4)
--------	-----

(日本文学専攻博士後期課程 2001年度以降入学者)

古代文学特別研究A	(2)	近代文学特別研究B	(2)
古代文学特別研究B	(2)	日本語学特別研究A	(2)
中近世文学特別研究A	(2)	日本語学特別研究B	(2)
中近世文学特別研究B	(2)	博士論文指導	(4)
近代文学特別研究A	(2)		

(コミュニケーション学専攻博士後期課程)

心理コミュニケーション特別研究A	(2)	言語コミュニケーション特別研究B	(2)
心理コミュニケーション特別研究B	(2)	文化コミュニケーション特別研究A	(2)
社会コミュニケーション特別研究A	(2)	文化コミュニケーション特別研究B	(2)
社会コミュニケーション特別研究B	(2)	博士論文指導	(4)
言語コミュニケーション特別研究A	(2)		

音楽研究科

(音楽芸術専攻 2009年度以降入学者)

作曲研究1 A	(2)	応用音楽演習1 B	(2)
作曲研究1 B	(2)	応用音楽演習2 A	(2)
作曲研究2 A	(2)	応用音楽演習2 B	(2)
作曲研究2 B	(2)	音楽文化演習1 A	(2)
応用音楽研究1 A	(2)	音楽文化演習1 B	(2)
応用音楽研究1 B	(2)	音楽文化演習2 A	(2)
応用音楽研究2 A	(2)	音楽文化演習2 B	(2)
応用音楽研究2 B	(2)	音楽コミュニケーション演習1 A	(2)
音楽文化研究1 A	(2)	音楽コミュニケーション演習1 B	(2)
音楽文化研究1 B	(2)	音楽コミュニケーション演習2 A	(2)
音楽文化研究2 A	(2)	音楽コミュニケーション演習2 B	(2)
音楽文化研究2 B	(2)	音楽人間環境科学A	(2)
音楽コミュニケーション研究1 A	(2)	音楽人間環境科学B	(2)
音楽コミュニケーション研究1 B	(2)	先端メディア・アート論A	(2)
音楽コミュニケーション研究2 A	(2)	先端メディア・アート論B	(2)
音楽コミュニケーション研究2 B	(2)	音楽教育ワークショップA	(2)
作曲演習1 A	(2)	音楽教育ワークショップB	(2)
作曲演習1 B	(2)	音楽家のための創出型情報論A	(2)
作曲演習2 A	(2)	音楽家のための創出型情報論B	(2)
作曲演習2 B	(2)	修士研究指導	(2)
応用音楽演習1 A	(2)		

(演奏専攻)

声楽演奏研究1 A	(2)	器楽演奏研究4 A	(2)
声楽演奏研究1 B	(2)	器楽演奏研究4 B	(2)
声楽演奏研究2 A	(2)	器楽演奏研究5 A	(2)
声楽演奏研究2 B	(2)	器楽演奏研究5 B	(2)
声楽演奏研究3 A	(2)	器楽演奏研究6 A	(2)
声楽演奏研究3 B	(2)	器楽演奏研究6 B	(2)
器楽演奏研究1 A	(2)	器楽演奏研究7 A	(2)
器楽演奏研究1 B	(2)	器楽演奏研究7 B	(2)
器楽演奏研究2 A	(2)	声楽作品演習1 A	(2)
器楽演奏研究2 B	(2)	声楽作品演習1 B	(2)
器楽演奏研究3 A	(2)	声楽作品演習2 A	(2)
器楽演奏研究3 B	(2)	声楽作品演習2 B	(2)

声楽作品演習 3 A	(2)	器楽作品演習 7 B	(2)
声楽作品演習 3 B	(2)	演奏様式研究理論と実践 A	(2)
器楽作品演習 1 A	(2)	演奏様式研究理論と実践 B	(2)
器楽作品演習 1 B	(2)	教会音楽指導者育成ワークショップ A	(2)
器楽作品演習 2 A	(2)	教会音楽指導者育成ワークショップ B	(2)
器楽作品演習 2 B	(2)	音楽家のための事業創造論 A	(2)
器楽作品演習 3 A	(2)	音楽家のための事業創造論 B	(2)
器楽作品演習 3 B	(2)	アーティストのための身体論 A	(2)
器楽作品演習 4 A	(2)	アーティストのための身体論 B	(2)
器楽作品演習 4 B	(2)	実技レッスン A	(3)
器楽作品演習 5 A	(2)	実技レッスン B	(3)
器楽作品演習 5 B	(2)	特別実技レッスン A	(1)
器楽作品演習 6 A	(2)	特別実技レッスン B	(1)
器楽作品演習 6 B	(2)	修士研究指導	(2)
器楽作品演習 7 A	(2)		

国際交流研究科

(国際交流専攻博士前期課程)

グローバルゼーション研究総論	(2)	ヨーロッパ文化論	(2)
現代社会論	(2)	ラテンアメリカ文化論	(2)
比較憲法論	(2)	アジア文化論	(2)
法秩序と現代社会	(2)	ヨーロッパ現代思想	(2)
情報技術と現代社会	(2)	ヨーロッパの文化表象	(2)
近代社会経済思想研究	(2)	ヨーロッパ社会とキリスト教	(2)
ジェンダー論	(2)	ヨーロッパの文化とジェンダー	(2)
国際政治論	(2)	アジアの文化とジェンダー	(2)
国際機構論	(2)	日本近現代史研究総論	(2)
国際人権論	(2)	日本歴史文化論	(2)
国際平和論	(2)	日中関係の歴史と現在	(2)
国際政治経済論	(2)	日朝関係の歴史と現在	(2)
開発経済論	(2)	欧米の社会科学と日本の社会科学	(2)
地球環境論	(2)	日本の近代と横浜	(2)
環境と身体	(2)	国際交流特殊研究	(2)
市民運動・NGO・NPO	(2)	世界の中の日本国憲法	(2)
文明間対話の可能性	(2)	日本社会とジェンダー	(2)
キリスト教の現代的課題	(2)	日本社会と移民	(2)
地域社会研究総論	(2)	日本の環境問題	(2)
ヨーロッパ地域社会研究	(2)	キリスト教と日本社会	(2)
北アメリカ地域社会研究	(2)	文献講読	(2)
ラテンアメリカ地域社会研究	(2)	言語演習	(2)
アジア地域社会研究	(2)	国際交流実務研修	(2)
南アジア地域社会研究	(2)	自分史の書き方・時代の見方	(2)
開発と地域社会	(2)	修士論文指導	(2)
家族と地域社会	(2)	修了レポート指導	(2)

(国際交流専攻博士後期課程)

グローバルゼーションと現代社会特別研究	(2)	グローバルゼーションと地域文化特別研究	(2)
グローバルゼーションと国際関係特別研究	(2)	グローバルゼーションの中の日本特別研究	(2)
グローバルゼーションと社会運動特別研究	(2)	グローバルゼーションと日本の社会問題特別研究	(2)
グローバルゼーションと地域社会特別研究	(2)		
国際交流実務研修	(2)		
博士論文指導	(4)		

別表第2（第31条関係）

入学検定料

人文科学研究科 国際交流研究科	30,000円
音楽研究科	40,000円

別表第3 (第31条の2関係)

入学金、授業料等学納金

人文科学研究科、国際交流研究科 博士前期課程

		2006年度以前入学者			
		本学卒業者		他大学卒業者	
		前期	後期	前期	後期
入 学 金		120,000円	—	200,000円	—
授 業 料		252,500円	252,500円	252,500円	252,500円
施設設備費	(入学時)	200,000円	—	300,000円	—
	(2年次)	200,000円	—	200,000円	—
実 習 費		7,500円	7,500円	7,500円	7,500円
入学時納入金総額		580,000円		760,000円	
1年次納入金総額		840,000円		1,020,000円	
2年次納入金総額		720,000円		720,000円	

備考

修業年限を超えて在籍する者の納入額は、在学1学期期間につき260,000円とする。

人文科学研究科、国際交流研究科 博士前期課程

		2007年度以降入学者			
		本学卒業者		他大学卒業者	
		前期	後期	前期	後期
入 学 金		120,000円	—	200,000円	—
授 業 料		252,500円	252,500円	252,500円	252,500円
施設設備費	(1年次)	100,000円	100,000円	150,000円	150,000円
	(2年次)	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
実 習 費		7,500円	7,500円	7,500円	7,500円
入学時納入金総額		480,000円		610,000円	
1年次納入金総額		840,000円		1,020,000円	
2年次納入金総額		720,000円		720,000円	

備考

修業年限を超えて在籍する者の納入額は、在学1学期期間につき260,000円とする。

国際交流研究科 博士前期課程 (長期履修学生)

		2007年度以降入学者			
		本学卒業者		他大学卒業者	
		前期	後期	前期	後期
入 学 金		120,000円	—	200,000円	—
授 業 料		126,250円	126,250円	126,250円	126,250円
施設設備費	(1年次)	50,000円	50,000円	100,000円	100,000円
	(2年次)	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
	(3年次)	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
	(4年次)	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
実 習 費		3,750円	3,750円	3,750円	3,750円
入学時納入金総額		300,000円		430,000円	
1年次納入金総額		480,000円		660,000円	
2・3・4年次 納入金総額		各360,000円		各360,000円	

備考

修業年限を超えて在籍する者の納入額は、在学1学期期間につき130,000円とする。

人文科学研究科、国際交流研究科 博士後期課程

		2006年度以前入学者				
		本学卒業生		他大学卒業生		
		前期	後期	前期	後期	
入	学	金	—	—	200,000円	—
授	業	料	252,500円	252,500円	252,500円	252,500円
施 設 設 備 費	(入学時)	200,000円	—	300,000円	—	
	(2年次)	200,000円	—	200,000円	—	
	(3年次)	200,000円	—	200,000円	—	
実	習	費	7,500円	7,500円	7,500円	7,500円
入学時納入金総額		460,000円		760,000円		
1年次納入金総額		720,000円		1,020,000円		
2・3年次納入金総額		各720,000円		各720,000円		

備考

- 1 修業年限以上在学し、かつ、所定の単位を取得した者が、博士の学位の取得を目的とし、所定の修業年限を超えて在学する場合の授業料等学納金の額は、在学1学期期間につき所定の授業料及び実習費のそれぞれ半額とする。
- 2 修業年限以上在籍し、かつ前項の要件を満たさない者の授業料等学納金の額は、在学1学期期間につき260,000円とする。
- 3 本学大学院の修士課程又は博士前期課程修了者が博士後期課程に入学する場合は、「本学卒業生」として取り扱う。

人文科学研究科、国際交流研究科 博士後期課程

		2007年度以降入学者				
		本学卒業生		他大学卒業生		
		前期	後期	前期	後期	
入	学	金	—	—	200,000円	—
授	業	料	252,500円	252,500円	252,500円	252,500円
施 設 設 備 費	(1年次)	100,000円	100,000円	150,000円	150,000円	
	(2年次)	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	
	(3年次)	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	
実	習	費	7,500円	7,500円	7,500円	7,500円
入学時納入金総額		360,000円		610,000円		
1年次納入金総額		720,000円		1,020,000円		
2・3年次納入金総額		各720,000円		各720,000円		

備考

- 1 修業年限以上在学し、かつ、所定の単位を取得した者が、博士の学位の取得を目的とし、所定の修業年限を超えて在学する場合の授業料等学納金の額は、在学1学期期間につき所定の授業料及び実習費のそれぞれ半額とする。
- 2 修業年限以上在籍し、かつ前項の要件を満たさない者の授業料等学納金の額は、在学1学期期間につき260,000円とする。
- 3 本学大学院の修士課程又は博士前期課程修了者が博士後期課程に入学する場合は、「本学卒業生」として取り扱う。

音楽研究科 修士課程

		2007年度・2008年度入学者				
		本学卒業者		他大学卒業者		
		前期	後期	前期	後期	
入	学	金	140,000円	—	250,000円	—
授	業	料	400,000円	400,000円	400,000円	400,000円
施 設 設備費	(1年次)	100,000円	100,000円	150,000円	150,000円	
	(2年次)	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	
実	習	費	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円
入学時納入金総額		695,000円		855,000円		
1年次納入金総額		1,250,000円		1,460,000円		
2年次納入金総額		1,110,000円		1,110,000円		

備考

修業年限を超えて在籍する者の納入額は、在学1学期期間につき455,000円とする。

音楽研究科 修士課程 (音楽芸術専攻)

		2009年度以降入学者				
		本学卒業者		他大学卒業者		
		前期	後期	前期	後期	
入	学	金	140,000円	—	250,000円	—
授 業 料	A: 基本授業料	252,500円	252,500円	252,500円	252,500円	
	B: 選択PA科目 実技料 実技レッスンA・B (履修者のみ)	1実技レッスンにつき 150,000円	1実技レッスンにつき 150,000円	1実技レッスンにつき 150,000円	1実技レッスンにつき 150,000円	
	C: 選択PA科目 実技料 特別実技レッスンA ・B (履修者のみ)	1実技レッスンにつき 50,000円	1実技レッスンにつき 50,000円	1実技レッスンにつき 50,000円	1実技レッスンにつき 50,000円	
施 設 設備費	(1年次)	100,000円	100,000円	150,000円	150,000円	
	(2年次)	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	
実	習	費	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円
入学時納入金総額		547,500円(基本額) + B + C		707,500円(基本額) + B + C		
1年次納入金総額		955,000円(基本額) + B + C		1,165,000円(基本額) + B + C		
2年次納入金総額		815,000円(基本額) + B + C		815,000円(基本額) + B + C		

備考

- 1 修業年限を超えて在籍する者の納入額は、在学1学期期間につき307,500円とする。
- 2 授業料は、実技レッスンの履修に応じ、授業料A(基本)に授業料B・Cを合わせた額とする。
- 3 2008年度以前入学者については、従前の例による。

音楽研究科 修士課程 (演奏専攻)

		2009年度以降入学者			
		本学卒業者		他大学卒業者	
		前期	後期	前期	後期
入 学 金		140,000円	—	250,000円	—
授 業 料	A: 基本授業料	402,500円	402,500円	402,500円	402,500円
	B: 選択PA科目 実技料 実技レッスンA・B (2実技レッスン以上履修者の場合)	1実技レッスンにつき 150,000円	1実技レッスンにつき 150,000円	1実技レッスンにつき 150,000円	1実技レッスンにつき 150,000円
	C: 選択PA科目 実技料 特別実技レッスンA ・B (履修者のみ)	1実技レッスンにつき 50,000円	1実技レッスンにつき 50,000円	1実技レッスンにつき 50,000円	1実技レッスンにつき 50,000円
施 設 設 備 費	(1年次)	100,000円	100,000円	150,000円	150,000円
	(2年次)	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
実 習 費		55,000円	55,000円	55,000円	55,000円
入学時納入金総額		697,500円(基本額) + B + C		857,500円(基本額) + B + C	
1年次納入金総額		1,255,000円(基本額) + B + C		1,465,000円(基本額) + B + C	
2年次納入金総額		965,000円(基本額) + B + C		965,000円(基本額) + B + C	

備考

- 1 修業年限を超えて在籍する者の納入額は、在学1学期期間につき457,500円とする。
- 2 基本授業料には、選択PA科目実技料・1実技レッスン分(150,000円)を含む。
- 3 授業料は、実技レッスンの履修に応じ、授業料Aに授業料B・Cを合わせた額とする。
- 4 選択PA科目を履修しなかった場合、150,000円が減額される。
- 5 2年次の基本授業料の選択科目実技料(1実技レッスン分)は1学期分のみ。

別表第4（第29条関係）

科目等履修生受講料等

選考料 （ただし、本学卒業者は、無料とする）	5,000円
登録料・施設設備利用料	5,000円
受講料（1単位につき）	
人文科学研究科 講義及び演習科目	5,000円
音楽研究科 講義科目	5,000円
演習科目	10,000円
国際交流研究科 講義又は演習科目	5,000円
単位認定料（1単位につき）	
人文科学研究科 講義及び演習科目	10,000円
音楽研究科 講義科目	10,000円
演習科目	20,000円
国際交流研究科 講義又は演習科目	10,000円